

令和2年度事業報告

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年が経過しました。県内の復興は着実に進捗していますが、10年はあくまでも通過点にすぎません。時間の経過とともに震災の記憶が薄れていくことが懸念されておりますが、被災地の実情や経験を継続して発信していくことと、その教訓を後世に伝え次の災害に生かしていくこと、風化させないことが我々の重要な使命のひとつと考えております。今後も予期せぬ自然災害に対応するため、継続した防災・減災対策が必要であります。

2020年は、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)が瞬く間に世界中に広がり大混乱に陥りました。感染症を発端とする自国中心主義の高まりや世界的なデジタル化の急速な動きとあいまって、国際政治経済の構図は大きく変容し、自由貿易体制をはじめとする世界秩序に大きな影響を与えました。また、米国大統領選挙においては、新たな指導者が誕生し、これまでとは異なる外交政策が想定されます。

我が国においては、菅内閣が発足し、感染症対策と経済対策の両立を所信表明の第一に掲げ、舵取りに奔走しております。感染症が拡大する中、政府は2020年4月、全国に緊急事態宣言を発出し、外出・移動の自粛や飲食店等の営業自粛を呼びかけたことにより経済活動が急激に落ち込んだことから、国民生活への支援を行うための特別定額給付金等の支援事業を実施しました。感染症の影響は経済活動のみならず文化・芸術・スポーツ界にも影響を与え、東京オリンピック・パラリンピックも1年延期を余儀なくされました。また、「GoToキャンペーン」を展開し2020年9月以降は旅行や外食も上向しましたが、一方で感染者数は再び増加し、感染防止と経済活動の両立が難しいことが示されました。2021年3月から感染症ワクチンの接種が開始されておりますが、直ちに感染症の感染拡大前の状態に戻すことは困難であり、新しい生活様式を心掛けていく必要があります。経済を回復させることも重要な課題ではありますが、献身的に力を尽くしている大勢の医療従事者もいることから1日でも早い感染症の収束に向け力を合わせる必要があります。

不動産業界においても感染症の感染拡大の影響で、賃料の支払い猶予や減額を求める動きが全国各地で発生し、多くの宅建業者が家主と借主の間に立って交渉を行う中、国では、賃料を減額・猶予した場合の税務上の支援策や困窮者に対する住居確保給付金の支給を行いました。2020年5月に発表された「不動産業における新型コロナウイルス予防対策ガイドライン」においては、感染予防対策の体制整備や事務所等における顧客との対応など具体的な対策が示され、感染症の感染拡大防止に努めるよう呼び掛けがありました。

また、コロナ禍の状況下で非対面による物件の内覧等、オンラインを活用した物件案内等の需要も増え、デジタル化は欠かせない存在となり、少子高齢化に伴う人口減少と人材や後継者不足は更に加速することが予測される中、不動産テックやDXの推進は今後ますます重要性を増すものと考えられます。

さらに、120年ぶりの見直しとなる「民法の一部を改正する法律」が2020年4月に施行され、売主の瑕疵担保責任が契約不適合責任に改正されるなど、不動産実務に影響を与える改正が実施されました。同年6月には「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が成立、2021年6月に施行される予定ですが、法制化を求める声の高まりを背景に、賃貸住宅管理業の定義や市場ルールを規定する新法として結実しました。

このような中、本会においても感染症対策を行った上での事業を開催する必要があることから、事業の縮小や異例の対応など余儀なくされました。特に宅地建物取引士資格試験においては、

受験生の席の間隔を例年よりも広く確保するなどの対策を講じることから、急遽、試験会場を追加し、会場入口での検温と手指消毒を行うなど感染症対策を実施しました。また、各会議や研修会においても三密回避の対策を講じながら、感染症の感染拡大防止策を徹底しました。

本会の組織においては、総務委員会と財政委員会を統合し、総務財政委員会として組織の効率化を図るとともに、新たに会員業務のサポートや福利厚生事業等を実施する会員支援委員会を稼働させるなど組織改革を実施しました。

令和 2 年度の全体的な事業執行は感染症の影響を大きく受けましたが、公益社団法人としての運営基準を満たしながら、以下のとおり執行できましたことを御報告します。

I 公益目的事業

【公1 消費者保護事業】

1 災害復旧・復興支援事業を通しての消費者保護事業

宮城県及び仙台市の「災害救助に係る資源配分連絡調整会議」に出席し、部会が行う災害発生時及び被災状況判明後における応急仮設住宅の資源配分に係る連絡調整確認訓練に参加しました。また、資源配分連絡調整会議の借上型応急仮設住宅分科会に出席し、災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定の運用細則改正の検討を行いました。

令和 3 年 2 月に福島県沖で発生した地震で県内でも最大震度 6 強を観測しましたが、地震発生後、本会に災害対策本部を立ち上げ、宮城県から斡旋業務依頼があった際に対応する体制を確認しました。

2 国・地方公共団体・関連団体との連携による消費者保護事業

行政機関及び関連団体と連携し、土地・住宅政策における宅地建物取引業に関わる企画運営及び消費者保護等の事業に積極的に協力し、幅広く公益の増進に努めました。

(1) 国との連携

例年、東北地方整備局と不動産団体等で不動産取引・制度に関する意見交換を実施していましたが、感染症の感染拡大防止の観点から開催中止となりました。

(2) 地方公共団体及び関連団体との連携

イ 各協議会等への参画事業

東日本大震災からの復興を機に、新たな時代を切り開く住宅・まちづくりを進めるため、関係機関・団体が情報の交換・共有を図るとともに情報発信を目的とする「みやぎ復興住宅整備推進会議」の参画団体として会議等に出席していますが、本年は感染症の感染拡大防止の観点から書面開催となりました。

また、住宅の確保に特に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進等について、宮城県における豊かで住みやすい地域づくりと福祉の向上に寄与することを目的とする「宮城県居住支援協議会」の参画団体として会議等に出席していますが、本年は感染症の感染拡大防止の観点から書面開催となりました。

ロ 地方公共団体との連携

宮城県、仙台市及び各土地地区画整理組合等との間で締結した、代替地の情報提供に関する協定に基づいて、保留地の処分や代替地、事業用地の取得に関する情報の周知と媒介を行い、地域社会の活性化やまちづくりを通して県民生活の安定向上に努

めました。令和2年度は、宮城県有地売払い(令和2年4月、9月及び令和3年1月、2月)と仙台市有地売払い(令和2年11月、12月及び令和3年1月、2月)の情報提供依頼があり、本会ホームページの会員専用ページで会員への周知を図りました。

また、平成30年1月に仙台市と締結した「仙台市における既存住宅活用に向けた相談体制の構築に関する協定」に基づく各種会議が行われる予定でしたが、感染症の感染拡大防止の観点から書面開催となりました。空き家総合相談会においては、令和2年7月、9月、11月、令和3年1月に開催され相談員を派遣しました。

さらに、空き家問題に関して、地方自治体と連携し問題解消に取り組むため、令和2年5月に亘理町と「空き家バンク事業に関する協定」を締結し、令和3年3月に多賀城市と「空き家バンク事業に関する協定」を締結しました。これまでの協定締結先の市町村数は、累計で8市町村となりました。

ハ 警察との連携

「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づく、賃貸物件の情報提供依頼に対応しました。また、例年6月に宮城県警察本部で犯罪被害者支援連絡協議会総会が開催され情報交換を行っていますが、本年は感染症の感染拡大防止の観点から書面開催となりました。

ニ 関係団体との連携

分野の異なる各士業が一堂に集まり、県民の生活に関連する悩み事等の解決に少しでも寄り添うことを目的とした宮城県行政書士会主催の「くらしのなんでも相談会」運営に参画しました。

また、マンション管理組合の適正な管理運営を推進するため、マンションに関連する団体、専門家団体、行政等が連携し、情報提供や管理基礎セミナー開催等の活動を展開するマンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎの活動に参画しました。

3 適正な不動産広告を通しての消費者保護事業

適正な不動産取引の推進のために、業界関連団体で組織する東北不動産公正取引協議会を通じ、不当表示広告の調査を行うとともに、業界の資質向上と不動産の適正な取引推進のため研修会を実施しました。

(1) 規約の研修、普及活動

[実務者研修会]

開催月日	令和3年2月9日(火)
会場	仙台国際センター「大ホール」
研修科目	「トラブル予防！不動産広告表示の実践実務～基礎から応用まで～」
講師	明海大学 不動産学部
受講状況	93社 93名受講

[新入会員特別研修会]

開催月日	令和2年12月16日(水)
会場	宮城県不動産会館4階大会議室
研修科目	「宅建業務の基本的留意点」不動産広告活動の基本
講師	公益財団法人 不動産流通推進センター
受講状況	32社 32名受講

(2) 違反広告の取締りと指導

悪質な違反広告の取締りを行うために、不動産広告の確認、情報収集を行いました。また、広告表示義務違反、必要表示事項の記載漏れ等に関する注意処分等に至る案件は1件もありませんでした。

4 適正な不動産情報提供事業

消費者が安心して不動産取引を行うためには、複雑かつ専門的な不動産価格情報を標準化・規格化して消費者に提供することが必要なことから、賃料や売買価格等に関して、裏づけのある正確な情報提供に努めました。

(1) レインズ

宅地建物取引業法で定められた媒介契約時におけるレインズへの登録義務について会員に周知し、レインズへの利用促進を図ることによって、不動産流通市場の活性化に努めました。

また、サポート業務として、レインズの啓発活動及び宮城レインズサブセンターの業務である電話等での会員サポート、IDの発行、会員情報管理等を行い、講習会については、新入会員を対象に物件登録や検索方法等の講習を実施しました。

(2) ハトマークサイト宮城版「未来 in」

ハトマークサイト宮城版「未来 in」への物件登録数が増加するよう会員向けに広報誌等を通じて活発な利用促進を図るとともに、ハトマークサイト宮城版「未来 in」の不動産統計データなど消費者にとって有益な情報を積極的にPRしました。

また、サポート業務として、ハトマークサイト等協会関係サイトの利用推進及び会員サポート業務、IDの発行、会員情報管理等業務を行い、講習会については、新入会員を対象に物件登録や検索方法等の講習を実施しました。

・SEO対策

ハトマークサイト宮城版「未来 in」のSEO対策を宮城独自に実施し、検索ワードが「宮城・賃貸」「宮城・不動産」で検索した場合に上位表示されるよう対策を講じました。

・リスティング広告等

ハトマークサイトの利用登録促進を図るため、賃貸繁忙期間に合わせた令和2年12月から令和3年3月まで、WEB上にリスティング広告、ランディングページを設置し、幅広く利用登録促進を図りました。

実施結果(令和2年12月17日～令和3年3月31日)

月毎結果	
12月17日～12月31日	表示回数:205,217 ページビュー クリック数:514 クリック
1月1日～1月31日	表示回数:1,542,149 ページビュー クリック数:2,903 クリック
2月1日～2月28日	表示回数:2,522,694 ページビュー クリック数:3,853 クリック
3月1日～3月31日	表示回数:4,954,181 ページビュー クリック数:4,228 クリック

5 不動産取引に係る無料相談事業

消費者の不動産取引に係るトラブルを未然に防止するため、また、トラブルが発生した場合には、最善の解決方法を提供するために不動産取引の無料相談窓口を設け、消費者からの相談に対応可能な体制を整え、消費者の利益の保護を図るよう努めました。

・苦情解決申出件数

令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
3件	3件	6件	3件

・相談受付件数

[不動産無料相談室]

令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
839件	1,114件	1,088件	1,086件

[仙台市青葉区役所市民相談室]

毎月第2・第4火曜日、仙台市青葉区役所に相談担当委員を派遣しています。

令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
30件	31件	39件	28件

・移動無料相談

令和3年1月19日(火)、ホテルグランドパレス塩釜において不動産取引に関する移動無料相談会を開催しました。

<相談件数> 宅地建物取引全般・・・2件 法律相談・・・1件 税務相談・・・1件

・認定相談員研修会等の開催

[委員実務研修会]

開催月日	令和2年7月13日(月)
会場	宮城県不動産会館4階 大会議室
研修科目	相談・苦情解決申出受付業務マニュアル ～不動産無料相談所 相談員用～

[認定相談員専門研修会]

開催月日	令和2年9月10日(木)
会場	東京エレクトロンホール宮城 会議室
研修科目	民法改正を踏まえた相談上の留意点

[全日本不動産協会宮城県本部との相談業務意見交換会]

開催月日	令和2年11月25日(水)
会場	ホテル法華クラブ仙台
研修科目	① 最近の宅建業法施行状況及び苦情紛争案件の傾向について ② 相談苦情申出案件処理状況報告 ③ 事案研究

6 宅地建物取引に関する各種情報の提供を通じた消費者保護事業

適正な不動産取引の推進を図り消費者利益の確保のため、広報誌「みやぎ」の紙面の半分以上に不動産取引上有益な情報を掲載し、県内の市町村行政窓口等を通して消費者に配布することで必要な情報を随時提供しました。また、本会ホームページにおいても消費者向けに情報を発信しました。

(1) 広報誌「みやぎ」、ホームページ掲載内容の充実

広報誌「みやぎ」を年4回(令和2年4月・7月・10月、令和3年1月)発行しました。

4月号・・・誌上研修、開業支援セミナー案内、令和2年度研修会案内、宅建士育成セミナー開催報告、令和2年度法定講習会日程表等掲載、全宅管理入会案内
7月号・・・新三役就任挨拶、委員会委員一覧、誌上研修、開業支援セミナー案内、空き

家バンク協定締結報告

10月号・・・誌上研修、開業支援セミナー案内、ハトサポ案内、Web書式作成システム案内、ハトマーク公開セミナー開催概要等掲載

1月号・・・誌上研修、開業支援セミナー案内、宅地建物取引士資格試験の実施報告、不動産広告表示の注意点、開業応援キャンペーン案内

また、各種情報の提供については、適時、正確な情報をホームページに掲載し、情報発信に努めました。

(2) 広報誌「みやぎ」の配布先等の充実

広報誌を県内各市町村土木課等関係課及び各都道府県宅建協会に送付し、広報事業の充実に努めました。

(3) 消費者に対する開業支援業務

宅地建物取引業の開業を検討されている方から相談等があった場合は、開業に向け必要な情報を適切に提供し、開業支援セミナーの開催を通しながら、宅地建物取引業に円滑な参入ができるように支援を行い、業界全体の資質向上を図り消費者の利益確保を推進しました。

令和2年度の不動産業開業支援セミナーを次のとおり開催しました。

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催月日	令和2年7月15日(水)	令和2年9月2日(水)	令和2年11月21日(土)	令和3年2月20日(土)
受講者	19名	14名	20名	25名
会場	宮城県不動産会館4階 大会議室			
講義科目	① 不動産流通業開業へのアドバイス ② 不動産業開業等に関するパネルディスカッション ③ 創業に向けての準備について			

【公2 人材育成事業】

1 不動産取引に携わる者を対象とした専門研修事業

宅地建物取引業法第64条の6に基づく研修会として、保証協会宮城本部と共同開催し、適正な不動産取引の推進を通して消費者の利益を守るため、不動産取引に携わる者及び今後携わろうとする者並びに消費者を対象とした本部研修会を開催しました。開催は2回開催する予定でしたが、感染症の感染拡大防止のため、第1回本部研修会を中止しました。

また、県内全ての宅地建物取引業者の資質向上を図るため、各支部においても研修会を開催していますが、令和2年度は10支部のうち9支部(青葉中央支部、青葉・泉支部、青葉北支部、宮城野支部、若林支部、太白支部、塩釜支部、仙南支部、仙北支部)の研修会を本部で企画し、実施しました。

令和2年度に実施した本部研修会、9支部研修会の受講状況等は次のとおりです。

[第1回本部研修会]

感染症の感染拡大防止のため、中止としました。

[第2回本部研修会]

開催月日	令和2年11月13日(金)
会場	東京エレクトロンホール宮城 大ホール
研修科目	①「新たな住宅セーフティネット制度」
講師	宮城県土木部住宅課

	②「改正民法(債権法)による望ましい売買契約書作成のポイント！」 深沢綜合法律事務所 ③「民法改正に対応した賃貸借契約書作成のポイント」 佐藤貴美法律事務所
受講状況	会員 1,482 社中 298 名受講 他一般消費者 9 名

[9 支部研修会【前期】(本部企画実施)]

開催月日 会場	①・③令和 2 年 8 月 21 日(金) 大崎市図書館「研修室」 ②・③令和 2 年 8 月 27 日(木) 仙台国際センター「大ホール」 ①・③令和 2 年 8 月 28 日(金) 太白区文化センター「楽楽楽ホール」
研修科目 講師	①「売買と賃貸借に関する裁判事例～新しい裁判例を知識に加える～」 涼風法律事務所 ②「宅建業者のための賃貸トラブル解決法(原状回復セミナー)」 立川・及川・野竹法律事務所 ③「価格査定マニュアルの使い方」 公益財団法人 不動産流通推進センター
受講状況	9 支部会員 192 名受講 他支部会員 4 名 一般消費者 1 名

[9 支部研修会【後期】(本部企画実施)]

開催月日 会場	令和 2 年 11 月 26 日(木) イズミティ 21「小ホール」 令和 2 年 12 月 8 日(火) 仙台国際センター「大ホール」
研修科目 講師	①重要事項説明書 法令制限のツボ！ ～水害ハザードマップを含む法令改正関係について～ 株式会社 ときそう ②宮城県内の地価動向～都道府県地価調査と不動産市況 DI 調査の結果から～ 一般社団法人 宮城県不動産鑑定士協会
受講状況	9 支部会員 189 名受講 他支部会員 1 名 一般消費者 1 名

2 不動産コンサルティング技能試験事務

高い専門知識と技能を有する宅地建物取引業者を育成することにより、公正な宅地建物取引を確保するための人材育成を目的とした不動産コンサルティング技能試験を適正に実施しました。この試験は、公益財団法人不動産流通推進センターから業務を受託、東北ブロックは令和 2 年 11 月 8 日(日)に宮城県不動産会館を試験会場とし、午前中は択一試験、午後は記述試験とそれぞれ 2 時間ずつ実施しました。

受験状況等は次のとおりです。

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
申込者数	36 名	42 名	34 名	59 名
受験者数	27 名	37 名	30 名	53 名
合格者数	9 名	11 名	15 名	15 名
合格率	33.3%	29.7%	50.0%	28.3%

3 宅地建物取引士育成事業

・宅地建物取引士の周知研修等

宅地建物取引士には専門知識や最新の関連知識の習得、公正誠実な資質の向上が求められることから、これらを備えた有資格者を多数育成することが一般消費者の利益に繋がるため、県下の大学生、宅建試験を受験しようとしている方等を対象として、宅地建物取引

士の業務や資格取得の有効性等についての講習会を実施しました。

[宮城学院女子大学の学生向け講習会]

開催日	令和2年10月19日(月)～令和2年10月23日(金)
会場	オンデマンド配信
テーマ 講師	「キャリア教育講座(宅地建物取引士)」～資格を取って一生の仕事にしよう～ 総務財政委員会
参加学生数	215名

[宅地建物取引士育成セミナー]

開催日	令和3年2月27日(土)
会場	宮城県不動産会館4階大会議室
テーマ 講師	「宅建士はキャリア形成のパスポート」～不動産は夢を実現させる晴れ舞台～ 明海大学 不動産学部
受講者数	30名

・宅地建物取引士資格試験

一般財団法人不動産適正取引推進機構から業務を受託している宅地建物取引士資格試験を実施するにあたり、同機構と緊密な連携を図り、試験事務及び試験監督業務等の関連業務について、徹底した感染症対策を講じながら適正に実施し、試験の公正性の確保に努めました。

令和2年度における宅地建物取引士資格試験の状況は次のとおりです。

実施年月日	令和2年10月18日(日)午後1時～午後3時 ※登録講習修了者 午後1時10分～午後3時
試験会場	東北学院大学泉キャンパス、東北学院大学多賀城キャンパス
受付期間	インターネット 7月1日(水)～7月15日(水) 郵送 7月1日(水)～7月31日(金)
受験申込者数	4,707名(前年度5,200名)
受験者数	3,727名(前年度4,111名)
受験率	79.2%(前年度79.1%)
合格者数	557名(前年度599名)
合格率	14.9%(前年度14.6%)
試験従事者数	211名(前年度206名)

・宅地建物取引士フォローアップ研修

宅地建物取引業務に関する知識及び能力の向上等を図るフォローアップ研修会を開催しました。予定では売買編と賃貸編の研修会を各1回開催する予定でしたが、感染症の感染拡大防止のため、売買編の研修会を中止しました。

[実務者研修会【売買編】]

感染症の感染拡大防止のため、中止としました。

[実務者研修会【賃貸編】]

開催月日	令和3年2月9日(火)
会場	仙台国際センター「大ホール」
研修科目 講師	①「トラブル予防！不動産広告表示の実践実務～基礎から応用まで～」 明海大学 不動産学部 ②「賃貸管理に係わるトラブル対応事例」 佐藤貴美法律事務所
受講状況	93社93名受講 他一般10名

・宅地建物取引士法定講習会及び宅地建物取引士証交付

宅地建物取引業に関して、公正な取引を確保し、必要な知識を持った宅地建物取引士の資質の維持向上を図るため、宮城県から指定された講習会実施団体として、宅地建物取引業法第22条の2に基づく宅地建物取引士法定講習会を開催し、また、宮城県から受託している取引士証1,287名(新規530名、更新757名)の交付事務を適正に行いました。

令和2年度は、宮城県不動産会館4階大会議室、フォレスト仙台、仙台市民会館及び仙台国際センターにおいて、延べ12回実施し、宮城県外の資格登録受講者数46名を含む873名が受講しました。なお、感染症の感染拡大防止のため、宮城県土木部建築宅地課と調整し、第1回から第3回の研修会は自宅学習による研修方法としました。

回数	講習実施日	受講者数 (他県登録者)
第1回目	R2/4/15	81名(12名)
第2回目	R2/5/25	106名(4名)
第3回目	R2/6/23	67名(6名)
第4回目	R2/7/28	74名(5名)
第5回目	R2/8/20	72名(2名)
第6回目	R2/9/23	68名(2名)
第7回目	R2/10/22	71名(3名)
第8回目	R2/11/19	76名(2名)
第9回目	R2/12/15	72名(4名)
第10回目	R3/1/27	72名(3名)
第11回目	R3/2/17	54名(1名)
第12回目	R3/3/18	60名(2名)

II 収益事業

1 宅地建物取引業に関する物品等の販売

宅地建物取引業法上必要とされる各種帳票及び関連図書等を販売しました。

2 公益目的事業を除いた関係団体からの委託に関する事業

関係団体から、事務及び業務の委託を受け、円滑な運営を行いました。

[主な事業の内容]

- ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会の通信講座事務に係る受託。
- ・公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の入会、会費徴収事務に係る受託。
- ・宮城県不動産流通協議会及びその他団体の運営事務の受託。

3 会館賃貸等に関する事業

本会が所有する会館のうち一部を、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会等の関係団体に賃貸し、関係団体が会議や研修会等を開催する場合には、会館会議室を貸し出ししました。

4 斡旋等に関する事業

集団扱い保険斡旋に関する事務及びその他事務を行いました。

Ⅲ その他事業(共益事業)

1 健全な公益社団法人運営及び財務運営

公益社団法人として適正に事業を執行するために、公益目的事業比率を満たした予算編成を行うとともに、各事業の進捗状況及び収支状況を把握し、適切な財務運営を実施しました。また、中長期的な財務状況を試算し、今後の財務運営の在り方を検討しました。

2 新公益会計基準に基づく適正な経理処理

公益法人会計基準に基づき、公益法人として求められる財務三基準に準拠し、財務処理の執行に努め、公益法人会計基準及び財務関係の法令改正等を踏まえ、会計処理全般について、税理士の定期的な帳票の確認と指導助言のもと、適正な経理処理に努めました。

また、令和2年10月8日(木)に適正な経理処理の統一化を図るため、財政委員・支部財政担当者との合同研修会を実施しました。

3 本会各種事業及び業界各種情報の会員への周知並びに情報公開の実施

宅地建物の円滑な取引の推進や消費者保護を図ることを目的に、行政機関や公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会等からの法改正、政策等に関する資料等、有益な情報の提供を行いながら、本会ホームページでは、会員名簿、役員名簿、各種計算書類等の情報公開を行い、協会運営の透明化及び適正化に努めました。また、株式会社東北宅建サポートセンターが推進する各種提携事業等の情報提供を行いました。

4 会員支援事業等の推進及び事業拡充のための折衝業務

会員支援事業として、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会が構築したハトマークWEB書式作成システムを広報誌やチラシ等で会員に周知し、システムの活用普及に努めました。また、会員向けのアンケート調査を実施するとともに、宅地建物取引業に関する会員相談、会員限定のセミナーを実施しました。

さらに、本会関係団体等との情報交換を行うとともに連携を図りながら、新規展開する事業の企画実施に努めました。

・会員限定セミナー

会員支援事業として、会員のビジネス機会拡大のための会員育成と会員支援を目的とした会員限定のセミナーを開催しました。

受講状況等は下記のとおりです。

開催月日	令和3年1月25日(月)
会場	宮城県不動産会館4階大会議室
内容	「お客様の心をつかむ 風水の知識と安心と幸せの導き方」
講師	株式会社ウイン・セールスコンサルティング
参加者数	39名

・会員相談

令和2年度の会員相談件数は79件、前年度は76件でした。うち14件は弁護士相談で回答しました。

・アンケート調査

会員の実態に則した支援事業を実施するため、令和2年12月から令和3年1月に会員の動態をWEBアンケートで調査し、158件の回答がありました。

5 会員交流事業等の実施

会員相互の情報交換及び親睦交流を目的として実施を予定していた、新年会、宮宅建ゴルフ大会及びカップリングパーティーは、感染症の拡大防止のため開催を中止しました。

6 新入会員の入会促進及び会員管理

コロナ禍における新入会員の入会時の費用負担軽減を目的に、入会金減額キャンペーンを実施するとともに、本会ホームページ上で入会促進案内を新たに作成し、本会のメリットや利便性の内容に特化した専用ページを設置しました。あわせて入会手続きの簡素化のため、入会書類作成申込ツール(EXCEL 自動入力版)の利用促進を図りながら、県庁エレベーターホールでの不動産業開業支援セミナー及び入会促進ポスターの掲示を行い、新入会員への積極的な入会促進に努めました。

また、令和2年度の新規入会者数は正会員48社、準会員11社の合計59社となりました。(令和3年3月31日現在で正会員1,308社、準会員178社の合計1,486社)

会員管理については、入退会及び変更等の迅速かつ正確な処理を行い、本支部間の連携を取りながら、正確な事務を行いました。

7 不動産キャリアパーソン資格登録の拡充

会員資質の向上支援として、不動産キャリアパーソン資格登録の拡大を図るため、宮城県不動産会館において資格試験を実施し、支部委員等5名が受験しました。

8 ネオリーダーの育成

ネオリーダー育成とともに本会事業の充実を図るため、青年部会及び女性の会に親睦事業の運営補助を依頼する予定でしたが、感染症の影響で令和2年度の親睦事業は中止となりました。

9 事務局体制の強化及び宮城県不動産会館の維持管理

公益社団法人の運営を適正に実施するために、仙台商工会議所や他団体が主催する研修会等へ積極的に参加し、情報等の収集を行いました。また、事務局職員勉強会を定期的で開催し、職員の知識向上に努めました。

さらに、宮城県不動産会館の適切な維持保全及び管理運営に努めました。